

広島県告示第九十七号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定によって、県営城東住宅、県営港町住宅、県営泉住宅、県営南泉住宅、県営吉津住宅、県営北美台住宅、県営向ヶ丘住宅、県営引野住宅、県営高屋住宅、県営神社住宅、県営南松永住宅、県営府中住宅及び県営高木住宅並びに県営城東住宅駐車場、県営港町住宅駐車場、県営泉住宅駐車場、県営南泉住宅駐車場、県営吉津住宅駐車場、県営北美台住宅駐車場、県営向ヶ丘住宅駐車場、県営高屋住宅駐車場、県営引野住宅駐車場、県営日吉台住宅駐車場、県営宮城興ヶ丘住宅駐車場、県営蔵王住宅駐車場、県営駅前住宅駐車場、県営神社住宅駐車場、県営南松永住宅駐車場、県営府中住宅駐車場及び県営高木住宅駐車場の管理を行う指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十七年二月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定を受けた者		指定年月日	管理の期間
名称及び 代表者氏名	主たる事務所の 所在地		
株式会社 堀田組 代表取締役 河本 一 志	尾道市新浜一丁目九番 二二号	平成二六年一月二六 日	平成二七年四月一日 〜平成三二年三月三 一日
株式会社 誠和 代表取締役 開原 洋 示	尾道市新浜一丁目九番 二二号		